

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

(平成17年4月1日 規則第43号)

改正 (平成21年3月25日 規則第8号)

改正 (平成22年3月29日 規則第14号)

改正 (平成24年3月28日 規則第16号)

改正 (平成27年12月16日 規則第46号)

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(明示事項)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設の概要
- 二 申請の方法
- 三 指定の期間
- 四 選定の基準
- 五 管理の基準及び業務の範囲
- 六 その他知事が必要と認める事項

(申請)

第3条 条例第3条の規定による公募に応じて指定の申請をしようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、指定に係る公の施設の名称並びに団体の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 当該公の施設の管理に関する事業計画書
- 二 団体の経営の状況を示す書類
- 三 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 四 法人にあつては、登記事項証明書
- 五 その他知事が必要と認める書類

(規則で定める施設)

第4条 条例別表第12号に規定する規則で定める施設は、運動施設その他知事が別に定める施設とする。

附 則 <略>